

# ☆オレンジ通信☆

## ～ 精神保健福祉手帳について ～

精神保健福祉手帳は、一定の障害の状態にあることを証明し、いろいろなサービスを受けられるようにしたものです。これにより、自立と社会参加を促進しようという制度です。

### 対象者

精神障害のため、長期に日常生活や社会生活に制約(障害)がある方が対象で、年齢による制限や在宅・入院の区別はありません。初診日より6ヶ月以上たった日から申請できます。

### 申請窓口

名古屋市の方→ 居住地の保健所      名古屋市外の方→ 居住地の各市区町村役場

### 申請に必要な書類等

- 申請書
- 写真は タテ4cm×ヨコ3cm  
脱帽で上半身が写ったもの(原則1年以内に撮影したもの)
- 印鑑
- 医師の診断書(初診日から6ヶ月以降のもの)又は、障害年金の年金証書の写しと年金の振込み通知書か振込先の預金通帳

### 有効期限

手帳の有効期限は2年です。更新は、有効期限の3ヶ月前から申請できます。

### 精神保健福祉手帳で受けられるサービス

※詳しくは各施設へお問い合わせください

- 得税・住民税・自動車税等の税制の優遇措置
- 自立支援医療費制度の新規申請にあたって、医師の診断書の提出が不要
- 公共施設利用料の原綿
- 施設の免税(名古屋港水族館・東山動植物園・リトルワールド等)
- 携帯電話の基本使用料の割引
- 福祉特別乗車券の交付(居住地为名古屋市の方のみ)
- 生活保護の障害者加算(障害等級が1・2級の方)
- 公営住宅の家賃の減免
- タクシー料金の割引

……………など

☆申請については受付でお聞きください☆

